(※資料WG18-2-2再掲)

# 「マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方」 に関する主な論点(案)

2024年5月10日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ事務局

※ 本資料は、ワーキンググループにおける議論のたたき台として、主査の指示の下、事務局にて論点となり得る事項を 幅広に列挙したものであり、今後、実際の議論状況等を踏まえ、記載内容や構成等が変更される可能性がある。

### 論点1:マルチステークホルダーによる連携・協力の目的

- ▶ 国内外の民産学官を含むマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながら、デジタル空間における情報流通の 健全性の確保に向けたガバナンスの在り方等について安定的かつ継続的に議論・検討し、その結果に基づく取組を 推進することの重要性が指摘されているところ、具体的にどのような目的での連携・協力が必要か。
  - 特に民産学のステークホルダーの間では、例えば次のような目的での連携・協力が考えられるが、どうか。
    - ① 情報交換 例)偽・誤情報の流通・拡散の実態や傾向、対策に向けた取組(ベストプラクティス)、技術動向などの情報交換
    - ② 情報の収集・分析・活用 例)ファクトチェック結果に基づき、偽・誤情報の発信源・拡散主体の情報を収集・分析し、関係者間で共有・活用 (広告関係事業者・団体との情報共有により発信源に対する広告の出稿停止措置に活用、botアカウントの検出) ※サイバーセキュリティ対策に関するIoT機器調査及び利用者への注意喚起の取組(NOTICE)も参考
    - ③ ステークホルダー間のパートナーシップの確立 例)情報伝送PFとファクトチェック機関とのパートナーシップにより、情報伝送PFにおいてファクトチェック結果を実効的に活用
    - ④ 健全性確保に向けた取組等に関する協議例)デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた各者の役割・取組・協力関係等に関する協議を実施
    - ⑤ ガイドラインや行動規範の策定・推進 例) (④の協議を踏まえ、) 健全性確保に向けて各者に求められる取組に関するガイドラインや行動規範の策定・推進
    - ⑥ 情報流通の健全性に対する影響の予測・分析等
      例)情報伝送PFのサービスが情報流通の健全性に与える影響の予測・分析及びその結果の共有・公表
    - ⑦ 情報伝送PFに対する協力・対応の要請 例) (④~⑥の取組等を通じて、)情報伝送PFに対しコンテンツモデレーション申請等の対応要請を実施
    - ⑧ 政府に対する意見陳述・政策提言
  - 上記のような目的ごとに、参加主体や制度的枠組みを整備する必要性等が異なり得ると考えられるが、どうか。
     (後記論点2・3参照)

### 論点2:連携・協力の主体

▶ デジタル空間における情報流通に関わる民産学のステークホルダーとして、例えば下表のような主体が挙げられるところ、論点1で検討した目的を達成するためには、どの範囲の主体による連携・協力が必要か。

| ステークホルダーの類型          | 具体例   |
|----------------------|---|
|                      | ・ 伝統メディア(放送、新聞等)                            |
|                      | <ul><li>ファクトチェック機関を含むファクトチェック関連団体</li></ul> |
| 主として情報発信に関わるステークホルダー | • 専門機関(防災関係、保健関係等)                          |
| 土として旧我先信に対わる人ノークバルター | <ul><li>公共インフラ事業者</li></ul>                 |
|                      | ・ 広告主を含む経済団体                                |
|                      | ・ その他の制作・発信主体(クリエイターなど)                     |
|                      | • 情報伝送PF <sup>※1</sup>                      |
|                      | • 広告仲介PF <sup>※2</sup>                      |
| 主として情報伝送に関わるステークホルダー | <ul><li>メタバース関連事業者</li></ul>                |
|                      | • AI関連事業者                                   |
|                      | • その他の電気通信事業者                               |
|                      |   |
| 主として情報受信に関わるステークホルダー | • 利用者団体·消費者団体                               |
|                      | */L-7-1/4/                                  |
| 上記の主体を下支えするステークホルダー  | <ul> <li>教育機関·普及啓発機関</li> </ul>             |
|                      | • 研究機関・研究者                                  |

- ※1 SNS、検索サービス、動画共有サービス、ブログ、掲示板、ニュースポータル、キュレーションなど、インターネット上で第三者が作成・投稿したコンテンツ(文字、画像、映像、音声等)を不特定の者が受信・閲覧できるように伝送するプラットフォーム(PF)サービス、又はそのPFサービスを提供する事業者。
- ※2 DSP(Demand Side Platform: 広告主の広告目的や消費者に関するデータ等に基づいて広告出稿の管理・最適化を行うためのツール、又はそのツールを提供する事業者)、SSP(Supply Side Platform: 媒体主(パブリッシャー)が広告枠の販売の効率化や収益の最大化を図るためのツール、又はそのツールを提供する事業者)など、広告を出稿しようとする広告主と、自身が運営するオンラインメディア上の広告枠を提供しようとする媒体主(パブリッシャー)の間で広告を伝送し、媒体主メディア上での広告表示を可能にするプラットフォーム(PF)サービス、又はそのPFサービスを提供する事業者。

### 論点3:連携・協力の枠組み・政府関与

- ▶ 連携・協力の枠組みの在り方については、関係者の自主的な取組としてアドホックな連携・協力を積み重ねることや、協議会その他の「協議の場」に関する制度的枠組みを整備することなどが考えられるが、どう考えることが適当か。
- 参加ステークホルダー間の調整や「協議の場」の基本的な制度設計を政府・地方自治体に期待する意見があるところ、政府・地方自治体はどの程度関与することが適当か。
- これらについて、例えば下表のような類型があり得るが、どうか。

| 連携・協力の枠組み(例)  | 政府<br>関与 | 類似の枠組み(例)   | メリット   | デメリット(課題)  |
|---|----------|---|--|--|
| <b>法的位置付けのない民間</b><br>主導の連携・協力枠組み<br>…政府は静観、注視(オブ<br>ザーブ)又は連携(参加)   | 弱        | <ul> <li>Innovation Nippon</li> <li>Disinformation対策フォーラム</li> <li>放送倫理・番組向上機構(BPO)</li> <li>クレジットカード・セキュリティ官民対策会議</li> </ul>   | • 活動の自由度が高い  | <ul> <li>交換される情報の機密性確保</li> <li>一定の法的制約※1</li> <li>活動の安定性・継続性確保</li> </ul>       |
| 法的位置付けのある民間<br>主導の連携・協力枠組み<br>…政府は法律に基づき設定<br>された一定の権限・責務の<br>範囲で関与 | 政府等の関与度合 | <ul> <li>認定送信型対電気通信設備サイバー<br/>攻撃対処協会<sup>※2</sup></li> <li>認定匿名加工医療情報作成事業者<sup>※3</sup></li> </ul>                              | <ul><li>交換される情報の機密性を<br/>制度的に担保</li><li>法的制約※1の回避</li></ul>                              | <ul> <li>枠組み自体の安定性・継続性確保(必要なステークホルダーによる網羅的かつ継続的な参加を促すインセンティブ設計の在り方など)</li> </ul> |
| <b>法律に基づき設置された</b> 協議会等 …政府は構成員として 活動に主体的に参加                        | 強        | <ul> <li>取引デジタルプラットフォーム官民協議会*4</li> <li>サイバーセキュリティ協議会*5</li> <li>配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会*6</li> <li>孤独・孤立対策地域協議会*7</li> </ul> | <ul> <li>交換される情報の機密性を制度的に担保</li> <li>法的制約※1の回避</li> <li>必要なステークホルダーの参加を制度的に担保</li> </ul> | • 参加ステークホルダーの負担  |

<sup>※1</sup> 例えば、個人情報の保護に関する法律27条 (第三者提供の制限) など。

2024年4月現在、(一社)ライフデータイニシアティブ、(一財)日本医師会医療情報管理機構、(一財)匿名加工医療情報公正利用促進機構が認定。

<sup>※2</sup> 電気通信事業法116条の2参照。2024年4月現在、(一社) ICT-ISACが認定。

<sup>※3</sup> 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律9条参照。

<sup>※4</sup> 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律6条参照。

<sup>※5</sup> サイバーセキュリティ基本法17条参照。

<sup>※6</sup> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律5条の2参照。

<sup>※7</sup> 孤独·孤立対策推進法15条参照。

### 論点4:連携・協力のための場の在り方

- ▶ 論点3について制度的な枠組みを整備しない場合、
  - 連携・協力関係の安定性・継続性や、情報の機密性等をどのように担保していくべきか。
  - また、連携・協力関係の下で実施する**取組の実効性**をどのように確保することが適当か。
- ▶ 論点3について制度的な枠組みを整備する場合、
  - 論点1で検討した目的を達成するため、制度上、「協議の場」にどのような**役割・権限等**を持たせるべきか。
    - ※類似の制度では、連携・協力のための取組の実効性を確保するため、会議体の構成員(連携・協力の主体)に対し**情報提供・意見表明等の 必要な協力を求める**ことができる、構成員は会議体の協議結果に基づき**必要な取組を行う**ものとする、などと定めているが、どうか。
  - また、連携・協力に必要な情報・データを相互に提供し合う情報交換の場と位置付ける場合、当該情報・データ に含まれる個人情報や機密情報の適正な取扱いをどのように担保するか。
    - ※類似の制度では、個人情報の取扱いの適法性を担保するため、会議体が構成員に対し情報提供を求めることができる旨を法律上明文化したり、 機密情報の漏洩等を防止するため、会議体の事務従事者に罰則付きの守秘義務を課したりしているが、どうか。

# 【参考1】海外におけるマルチステークホルダーによる 連携・協力枠組みの具体例

EUでは、欧州委員会が中心となり、産業団体等の中間団体を置かず、政府機関が共同規制としての履行確保を直接担っている。

#### 概要

- 欧州委員会がとりまとめや執行について中心的な役割を担う。各オンラインプラットフォーム等の署名事業者・団体は欧州委員会との共同規制として、履行をそれぞれで行い、欧州委員会に対して報告を行うこととなっている。また、ユーザーの苦情処理等も署名事業者・団体が直接行う。
- また、署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP/VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条及び行動規範コミットメント44により、行動規範の遵守状況について独立機関から監査\*を受ける必要がある。
  - \*監査主体や対象等の詳細については後頁を参照
- 他方、継続的なルールや運用の改善に向け、常設のタスクフォースが設置され、欧州 委員会や署名事業者・団体のほか、ファクトチェック等に関するNGO等が参加することとなっている。

#### 常設タスクフォース

#### 設立された常設タスクフォースは、必要に応じて開催され、少なくとも 主な 半年ごとに会合を開き、技術的、社会的、市場的、法制的な進展 役割 を踏まえて、コミットメントを監視し、適応させていく。 ✓ 常設タスクフォースは、下記の代表者で構成される。 署名事業者·団体 欧州対外行動庁(European External Action Service) • 欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ (European Regulators Group for Audiovisual Media Services: ERGA) 構成 ・欧州デジタルメディア観測所(European Digital Media Observatory: EDMO) ✓ 常設タスクフォースの議長は欧州委員会が務め、専門家の支援も 受けながら、技術、社会、市場、法制の発展を見据えて行動規範 を見直し、適応させていく。

機関設計 常設タスクフォース 提案 報告·諮問 (行動規範37) (行動規範37) 欧州委員会 報告 監視·評価 (DSA第45条) (DSA第45条) (行動規範前文(o)、39、40) (行動規範前文(p)、40) 監查:意見 VLOP · VLOSE 署名事業者・ 独立監査 (DSA第37条). に該当する 機関 団体 (行動規範44) 事業者 削除理由等の通知 苦情 苦情処理 行動規範24 行動規範24 消費者

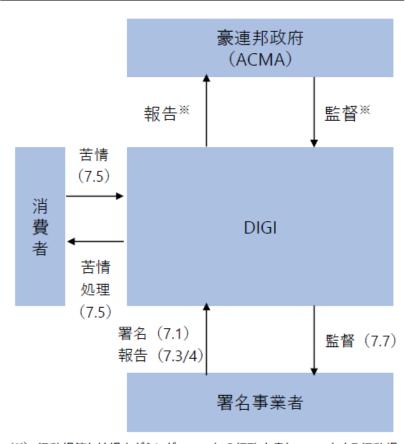
https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-disinformation 等をもとに作成

豪州では、産業団体DIGIが中心となり、履行確保や政府への報告、消費者からの苦情処理等を担っている。政府も、DIGIの監督を通じて履行確保を図っている。

#### 概要

- DIGIは非営利団体であり、大手デジタル事業者から構成される (設立の経緯等はウェブサイトで公開されていない);
  - 加盟企業 (MEMBERS) : Apple、Discord、eBay、Google、Linktree、 Meta、Microsoft、Snap Inc.、Spotify、TikTok、Twitch、X、yahoo!
  - 準加盟企業(ASSOCIATE MEMBERS): Change.org、Gofundme、 Product Review、Redbubble
- 産業団体DIGIが中心となり、消費者からの苦情処理や署名した 事業者の透明レポートの収集、監督等を実施している。
- 本行動規範の執行等について、豪連邦政府(ACMA)がDIGI からの報告を基に監督を実施し、報告書を作成している。
- この点は行動規範には規定がないが、行動規範策定のきっかけとなった2019年行政文書(Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiry)(前掲P67)にACMAによる行動規範の監督、プラットフォームによる対策の妥当性と偽情報の広範な影響について政府に報告することが規定される。

#### 機関設計



※) 行動規範には規定がないが、2019年の行政文書にACMAによる行動規範の監督が規定される(左記)

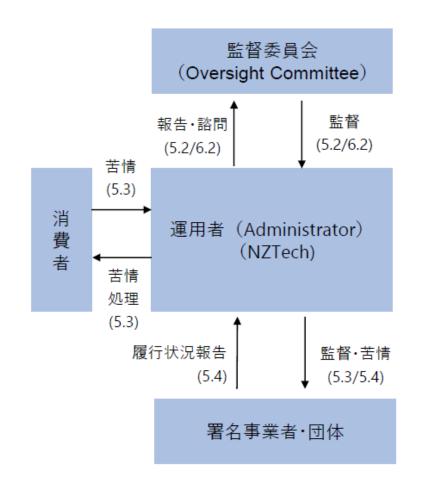
出所)New disinformation lawsについて;https://www.infrastructure.gov.au/department/media/publications/communications-legislation-amendment-combatting-misinformation-and-disinformation-bill-2023

NZにおいては、産業団体NZTechが中心となり、履行確保や消費者からの苦情処理等を 担っている。

#### 概要

- ■事務局を業界団体(NZTech)が務め、苦情処理等を実施し、業界団体の執行を監督委員会がさらに監督している。
  - 監督委員会は、NZTech、Netsafe、署名事業者・団体、マオリパートナー、市民社会、その他関連する合意された利害関係者(政府、学識経験者など)の代表を含む、様々な利害関係者で構成される(詳細は次頁参照)。
- ■上記の通り、政府機関の関与は監督委員会への委員派遣にとどまり、豪州やEUと比べ、より事業者の自主性に委ねる設計となっている。

#### 機関設計



### 機関設計に関する3者(EU・豪州・NZ)比較

事務局機能を担う主体、政府による監督のあり方、および事業者の規範への参加動機形成の方法が異なっている。

■機関設計(事務局機能を誰が担うか、政府による監督への関与がどの程度あるか)、これに伴う政府機関の負担がどの程度か、及び事業者にとって行動規範への参加のインセンティブがどのように担保されているか、という観点から比較を実施した。

| 比較の観点          |               | EU   | オーストラリア                   | ニュージーランド                             |
|----------------|---------------|--|---------------------------|--------------------------------------|
| 機関             | 事務局機能<br>の担い手 | 欧州委員会<br>(政府)  | 業界団体(民間)                  | 業界団体(民間)                             |
| 設計             | 政府による<br>監督   | 政府が直接行動規範<br>を監督   | 業界団体による執行を<br>政府(ACMA)が監督 | 業界団体による執行を<br>政府が監督委員会の<br>一構成員として監督 |
| 政府負担           |               | 直接的に監督<br>(政府負担は最大)  | 事務局を監督<br>(政府負担は中間)       | 監督委員会の一員として<br>事務局を監督<br>(政府負担は最少)   |
| 事業者の規範への参加動機形成 |               | VLOP等にとって行動規<br>範参加はDSA上の義務<br>であるリスクの特定・軽減<br>の一環と位置づけられる | 将来的な直接規制<br>の導入を示唆        | (不明)                                 |

- 同法152条において、偽誤情報のアドバイザリー委員会の設置が義務付けられている。
  - OFCOMは、OFCOM法(Office of Communications Act 2002)の別表第14項に基づく権限を行使し、本項に規定する助言を提供する委員会を設置し、維持しなければならないと規定されている
  - OFCOM法の別表第14項は、「Committees of OFCOM and advisory committees」であり、OFCOMの職務遂行に関する事項について、委員会や諮問委員会をOFCOMが設置できること、また、必要に応じてOFCOM以外のメンバーから委員会を構成できることが明記されている

#### 偽誤情報のアドバイザリー委員会の概要

| 項目            | 概要  |
|---------------|---|
| 設置根拠・主体       | <ul> <li>オンライン安全法の152条にもとづく(上記の通り、オンライン安全法152条における委員会の設置は、OFCOM法におけるOFCOMの委員会設置の権限に関する規定にもとづく)</li> <li>OFCOMが委員を指名し、設置する</li> </ul>  |
| 委員会の構成        | <ul> <li>委員長と構成員(OFCOMの指名により構成される)</li> <li>構成員には、(a)規制対象となるサービス利用者の代表者(b)規制サービスの代表者(c)オンライン上の偽誤情報の防止および処理に関する専門知識を有する者が含まれることが望ましいとされている</li> </ul>  |
| 委員会の役割        | <ul> <li>OFCOMに対して、以下に関する助言を提供することが求められている</li> <li>規制対象サービスの当該サービス上の偽誤情報への対処に関する助言</li> <li>偽誤情報に関して、規制対象サービスに課す透明性レポート(同法77条)やメディアリテラシー(同法165条、ならびに通信法11条)に対するOFCOMの権利行使に関する助言</li> </ul> |
| レポートの提出<br>義務 | <ul> <li>アドバイザリー委員会は設置から18か月以内に報告書を公表すること、また、その後定期的に報告書を公表することが<br/>義務付けられている</li> </ul>  |

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50/contents/enacted https://www.OFCOM.org.uk/ data/assets/pdf file/0027/211986/understanding-online-false-information-uk.pdf

# 【参考2】国内における「法的位置付けのない民間主導の 連携・協力枠組み」の具体例

# 法的位置付けのない民間主導の連携・協力枠組みの具体例①

|            | Disinformation対策フォーラム  | Innovation Nippon   |
|------------|--|---|
| 発足·活動開始時期  | • 2020年6月  | • 2013年7月   |
| 目的·活動内容等   | ・ 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書」(2020年2月)において、「産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図り、対話の枠組みを設けることが重要」であることが指摘されたこと等を踏まえ、偽情報流通の実態を正確に把握し、その対応について多面的に検討すべく、多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図り、対話の枠組みを設けることを目的として、(一社)セーファーインターネット協会(SIA)が設置 | <ul> <li>国際大学グローバル・コミュニケーション・センター<br/>(GLOCOM) が、グーグル合同会社のサポートを受けて立ち上げた研究プロジェクト</li> <li>情報通信技術(IT)を通じて日本におけるイノベーションを促進することを目的</li> <li>法制度や、産業振興・規制緩和等の政策のあり方、ビジネス慣行などに関する産学連携の実証的なプロジェクトを行い、関係機関の政策企画・判断に役立ていただくための提言などを行う</li> </ul> |
| 参加主体オブザーバー | <ul> <li>有識者(研究者等) ※詳細は後述</li> <li>Facebook Japan (株)</li> <li>Google (同)</li> <li>LINEヤフー (株)</li> <li>Twitter Japan (株)</li> <li>政府機関 (総務省、消費者庁)</li> </ul>  | <ul><li>国際大学GLOCOM</li><li>グーグル(同)</li></ul>  |
|            | <ul><li>伝統メディア(日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟)</li></ul>   | -   |
| 主な取組事例等    | <ul><li>ワクチンデマ対策シンポジウム(2021年7月) ※SIA主催</li><li>報告書(2022年3月)</li></ul>  | <ul><li>報告書「偽・誤情報、ファクトチェック、教育啓発に関する調査」(2024年4月)</li></ul>   |

# 法的位置付けのない民間主導の連携・協力枠組みの具体例②

|           | クレジットカード・セキュリティ官民対策会議  | 放送倫理·番組向上機構(BPO)  |
|-----------|--|---|
| 発足·活動開始時期 | • 2024年4月  | • 2003年2月   |
| 目的·活動内容等  | <ul> <li>時々刻々と変化する番号窃取・不正利用技術等への対策に継続的・効果的に取り組んでいくため、不正利用の状況、関係事業者における取組状況の共有や対策の方向性等についての議論を行う</li> <li>活動内容等:</li> <li>クレジットカード番号の漏洩・不正利用被害状況の共有</li> <li>事業者によるセキュリティ対策の現状や課題の共有</li> <li>海外における取組状況の共有</li> <li>対策の方向性に関する意見交換等</li> </ul> | <ul> <li>放送における言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する、第三者の機関</li> <li>主に、視聴者などから問題があると指摘された番組・放送を検証して、放送界全体、あるいは特定の局に意見や見解を伝え、一般にも公表し、放送界の自律と放送の質の向上を促す</li> </ul> |
| 参加主体      | <ul> <li>クレジットカード会社</li> <li>決済代行業者</li> <li>学識者</li> <li>(独) 国民生活センター</li> <li>関係業界団体</li> <li>経済産業省</li> <li>※詳細は後述</li> </ul>   | <ul><li>日本放送協会(NHK)</li><li>(一社)日本民間放送連盟(民放連)</li><li>民放連会員社</li></ul>  |
| オブザーバー    | <ul><li>政府機関(警察庁、消費者庁)</li><li>ビザ・ワールドワイド・ジャパン</li><li>オンラインマーケットプレイス協議会</li></ul>   | -   |
| 主な取組事例等   | <ul> <li>2024年4月9日開催の第1回会合にて以下を議論:</li> <li>(1) クレジットカードのセキュリティ対策について<br/>(経済産業省の取組)</li> <li>(2) クレジットカード不正利用被害の状況(国際動向含む)、</li> <li>(3) クレジットカード・セキュリティガイドラインの改訂、対策の進捗状況</li> </ul>  | <ul><li>放送倫理検証委員会による取組</li><li>放送人権委員会による取組</li><li>青少年委員会による取組</li><li>※詳細は後述</li></ul>  |

### Disinformation対策フォーラムの概要

● 「プラットフォームサービスに関する研究会」最終報告書(2020年2月)を踏まえ、偽情報対策について<u>多様なステークホルダーによる協力関係構築を図り、対話の枠組みを設けるべく、「Disinformation対策フォーラム」が</u>民間主導で設立。

### 目 的

・偽情報流通の実態を正確に把握し、その対応について多面的に検討すべく、産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の 構築を図り、対話の枠組みを設ける

### 基本方針

-多様:各社方針の尊重による多元性確保、情報の多様性促進

-対話:各社取組みの公表等による信頼性・説明性の向上、リテラシー向上施策の推進等 -連携:既存の違法有害情報対策との接続性、研究開発やファクトチェック推進のための協働

### 構成員等

宍戸常寿(座長) 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 藤代裕之 法政大学社会学部 教授

沢田登志子 一般社団法人ECネットワーク 理事 安野智子 中央大学 文学部 教授

瀬尾傑 スマートニュース メディア研究所 所長 山口真一 国際大学GLOCOM 准教授

西田亮介 東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 准教授

(事業者) Facebook Japan株式会社、Google合同会社、Twitter Japan株式会社、ヤフー株式会社

(オブザーバ) 総務省、消費者庁、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟

(事務局) 一般社団法人セーファーインターネット協会

### スケジュール

2020年6月設立会合開催2021年7月ワクチンデマ対策シンポジウム開催2020年10月~2021年3月 第2回~第6回会合開催2021年9月~2022年1月 第7回会合~第10回会合開催2021年3月中間とりまとめ公表2022年3月報告書公表

### Innovation Nipponの概要

- 国際大学GLOCOMが、グーグル合同会社のサポートを受けて2013年に立ち上げた研究プロジェクト。
- 2024年4月には、**偽・誤情報、ファクトチェック、教育啓発**といったテーマで実証研究を行った結果を公表し、情報 の信頼性と情報環境の質を向上させるための適切な施策や、ファクトチェッカー養成講座開発、教育啓発プログラム の開発などに重要な知見を、エビデンスベースで提供。

### 2024年4月報告書の概要(研究から導かれる提言)

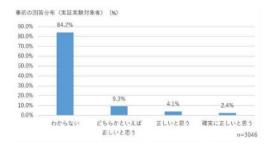
- わが国においても偽・誤情報は大きな悪影響をもたらしており、 対策の更なる推進が不可欠
- 適切な情報検証の啓発と、情報検証行動を後押しするよう な機能の開発・実装
- 感情を揺さぶられるような情報の危険性の啓発と、そのような 情報に気づかせる機能の開発・実装
- 直接の会話による偽・誤情報の拡散にも注意するように啓発
- インターネット上の情報や偽・誤情報に関する啓発(メディア 情報リテラシー教育)を、インターネット上の動画などの需要の ある方法で推進
- わが国におけるファクトチェッカー養成講座の作成とファクトチェッ カーの育成が必要
- ファクトチェックは効果が高いため、ファクトチェックを支援する技 術の開発推進、ファクトチェック結果を優先的に表示する工夫 等が求められる
- 災害、医療・健康、政治についてのファクトチェックを優先的に 行う
- マスメディアによるファクトチェックへの参加が期待され、それを促 すインセンティブ設計も必要
- 10. 生成AIが偽・誤情報環境に与える影響を詳細に調査したうえ で、適切な対策方法を検討・開発・実装していく





| 図表3.8 | 偽・ | 誤情報の真偽判断行動 | 拡散行動分析結果 |
|-------|----|------------|----------|
|       |    |            |          |

| 変数分類   | 真偽判断行動分析の結果概要   | 拡散行動分析の結果概要   |
|--------|---|---|
| 真偽判断   |   | <ul> <li>情報を正しいと判断していると偽・誤情報を最も拡散しやすい傾向。</li> <li>情報を据っていると判断していても、判断を留保しているよりは偽・誤情報を拡散しやすい傾向。</li> </ul>                                     |
| リテラシー  | ・ 批判的思考版法(自己申告)が無い人ほど、偽・誤情報を誤っている<br>と気づきにくい傾向。<br>メディイソララシー、情報リテラシー、批判的思考スコアは、偽・調<br>情報の更偽制断に有意な影響がない。                                   | <ul> <li>メディアリテラシー、情報リテラシー、批判的思考スコアが高い人は<br/>ど、偽・器情報を拡散しにくい傾向。特にメディアリテラシーの効果<br/>は勤奢。</li> <li>批判的思考態度(自己申告)が高い人はど、偽・器情報を拡散しやすい傾向。</li> </ul> |
| る情報検証行 | <ul> <li>画像検索をする人と、リンク先の内容を確認して情報の出典を検証している人は、偽・護持数を誤っていると気づく傾向。</li> <li>SNSやコメント欄で他の人の意見や反応を読んでいる人は、むしろ偽・誤情報を誤っていると気づきにくい傾向。</li> </ul> |   |
|        | <ul> <li>テレビ・新聞以外のマスメディアを信頼している人は、傷・誤情報を<br/>語っていると気づく傾向。</li> <li>SNSやネットニュースを信頼している人は、傷・誤情報を誤っている<br/>と気づきにくい傾向。</li> </ul>             |   |
| 媒体利用状況 | <ul> <li>ファクトチェックサイトを利用している人は、偽・経情報を誤っていると気づく傾向。</li> <li>その他の媒体の利用時間は偽・誤情報の真偽判断に有意な影響がない。</li> </ul>                                     | プログの閲覧が長い人、ファクトチェックサイトを閲覧している人は   |
| 属性     | <ul> <li>情報・ニュースへの関心が高いほど、偽・誤情報を誤っていると気づく傾向。</li> <li>女性であると、偽・誤情報を誤っていると気づきにくい傾向。</li> </ul>   | <ul> <li>情報・ニュースへの関心が高い、政治的に極端であるほど偽・誤情報を拡散しやすい傾向。</li> <li>女性、学歴が大卒以上であると、偽・誤情報を拡散しにくい傾向。</li> </ul>   |



図表6.6 事前における真偽判断の結果



### クレジットカード・セキュリティ官民対策会議の概要

- 近年、EC決済におけるクレジットカードの不正利用被害額が急増。
- 経済産業省では、「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」を開催し、EMV3DSの導入等を柱 とする対策をとりまとめたが、この対策を確実に実施するため、また、進化を続ける番号窃取・不正利用技術等に対し て継続的・効果的に取り組んでいくためには、**不正利用の状況、関係事業者における取組状況、対策の方向性等** について官民で認識を共有し、一体的に取り組んでいく必要。
- このため、クレジットカード・セキュリティ官民対策会議を設置し、官民一体で取り組む体制を構築。

### 活動内容等

- (1) クレジットカード番号の漏洩・不正利用被害状況の共有
- (2) 事業者によるセキュリティ対策の現状や課題の共有

- (3)海外における取組状況の共有
- (4) 対策の方向性に関する意見交換 等

### 構成員等

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科•法学部教授 水野 克己 (株) クレディセゾン 代表取締役 兼 社長執行役員COO

(株) ジェーシービー 代表取締役 一重 孝好

兼 執行役員社長

大西 幸彦 三井住友カード(株)代表取締役社長

角田 典彦 三菱UFJ二Jス(株)代表取締役社長

兼 社長執行役員

ユーシーカード(株)代表取締役社長 福岡和大 穂坂 雅之 楽天カード(株)代表取締役社長

相浦 一成 GMOペイメントゲートウェイ(株)代表取締役社長

粟野 光章 (公社) 日本通信販売協会 会長 山田 昭典 (独) 国民生活センター 理事長

山本 豊 (一社) 日本クレジット協会 会長 南

経済産業省大臣官房総括審議官/

商務・サービスグループ長補佐

(オブザーバー) 警察庁、消費者庁、ビザ・ワールドワイド・ジャパン、オンラインマーケットプレイス協議会 (事務局)経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課

### 開催頻度等

年1~2回程度とし公開を原則とする

※2024年4月9日に第1回会合開催

### 放送倫理·番組向上機構(BPO)の概要

- 放送における言論·表現の自由を確保しつつ、視聴者※の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫 理の問題に対応する、第三者の機関。 ※視聴者には聴取者が含まれる
- 主に、視聴者などから問題があると指摘された番組・放送を検証して、放送界全体、あるいは特定の局に意見や 見解を伝え、一般にも公表し、放送界の自律と放送の質の向上を促す。

### ◆ 加盟社(2024年3月現在)

日本放送協会(NHK)、(一社)日本民間放送連盟(民放連)、民放連会員社(207社)

#### 組織図



#### 放送倫理検証委員会

- 問題があると指摘された番組について、取材・制作のあり方や番組内容について調査
- ▶ 放送倫理上の問題の有無を、審議・審理し、その結果を公表
- 放送人権委員会(放送と人権等権利に関する委員会)
  - ▶ 「放送によって名誉、プライバシーなどの人権侵害を受けた」という申立てを受けて審理し、 「人権侵害があったかどうか」、「放送倫理上の問題があったかどうか」を判断

#### 青少年委員会

- ▶ 青少年が視聴するには問題がある、あるいは、青少年の出演者の扱いが不適切だなど 視聴者意見で指摘された番組について議論、必要に応じて「審議」し、「意見」の公表
- 全国の中高生モニターから、テレビ・ラジオの番組についてのリポートを毎月提出してもら い話し合う
- ▶ 制作者との意見交換や、放送と青少年の関わりについて研究、調査
- ※ 委員会は第三者性を保つため、放送事業者の役職員以外によって構成
- ※ 評議会員(3委員会の委員を選任)も放送事業者の役職員以外から選任

# 【参考3】国内における「法的位置付けのある民間主導の 連携・協力枠組み」の具体例

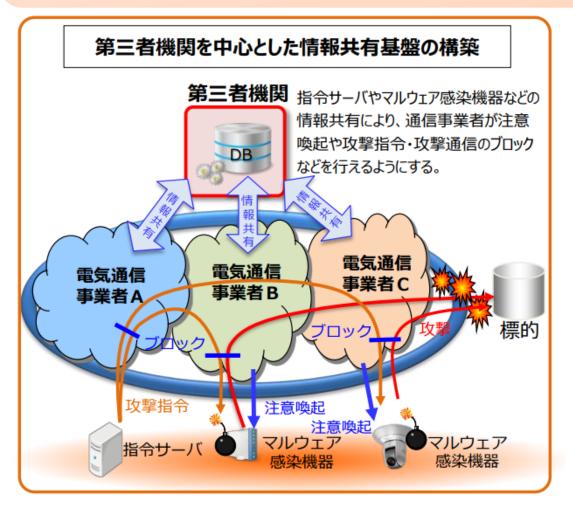
# 法的位置付けのある民間主導の連携・協力枠組みの具体例

|                          | 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会   | 認定匿名加工医療情報作成事業者   |
|--------------------------|--|---|
| 根拠法令                     | ・ 電気通信事業法116条の2  | • 次世代医療基盤法※9条   |
| 枠組みの概要                   | 電気通信事業者がDDoS攻撃等のサイバー攻撃への対応<br>を共同して行うため、サイバー攻撃の送信元情報の共有や<br>C&Cサーバの調査研究等の業務を行う第三者機関として認<br>定      コープログラン・      コープログラン・      コープログラン・      コープログラン・      コース・      コース・ | <ul> <li>国が認定した事業者が、制度に協力する医療機関等から国民・患者の医療情報を収集</li> <li>認定事業者は、医療分野の研究開発に必要な情報のみを、研究機関や製薬企業などに提供</li> <li>研究機関や製薬企業などは、提供された医療情報を活用し、医療分野の研究開発を行う</li> </ul>   |
| 法定の権限・責務等                | <ul> <li>電気通信事業者に関する情報の提供を総務大臣から受ける権限</li> <li>役職員又は役職員であった者への秘密保持義務(違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)</li> </ul>   | <ul> <li>医療機関等からの医療情報の提供につき、個人情報の保護に関する法律の特例を規定</li> <li>厳格なセキュリティ対策の実施</li> <li>データベース化された医療情報等の不正提供等を禁止(違反に対しては2年以下の懲役又は100万円以下(法人重科:1億円以下)の罰金)</li> <li>不正な利益目的による医療情報等の提供等を禁止(違反に対しては1年以下の懲役又は100万円以下(法人重科:1億円以下)の罰金)</li> <li>不当な目的による医療情報等の利用等を禁止(違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)</li> </ul> |
| 実際に認定された者<br>(2024年4月現在) | • (一社) ICT-ISAC  | <ul><li>(一社) ライフデータイニシアティブ</li><li>(一財) 日本医師会医療情報管理機構</li><li>(一財) 匿名加工医療情報公正利用促進機構</li></ul>   |

<sup>※</sup>医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律

### 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の概要

- サイバー攻撃を行う**マルウェア※感染機器**やそれらに**指令を出すサーバへの対処を促進**するため、**第三者機関**を中 心として通信事業者が必要な情報共有をするための制度。
  - ※悪意あるソフトウェアの総称であり、コンピュータに感染することによって、サイバー攻撃などの遠隔操作を自動的に実行するプログラムのこと。
- 2019年1月に (一社) ICT-ISACが認定取得、NOTICEプロジェクトにおいて (国研) 情報通信研究機構 (NICT) の観測情報を基にインターネットサービスプロバイダ (ISP) に対処を要請するなどの調整役を担当。



- 認定協会は、会員である電気通信事業者にお いて、その業務上記録している通信履歴により、 他の電気通信事業者又はその利用者の電気 通信設備が自社の電気通信設備を送信先と するサイバー攻撃の送信元であることが特定さ れた場合に、当該他の電気通信事業者又はそ の利用者に対し、当該通信履歴を証拠として 対処を求める通知を行う。
- 認定協会の役職員又は役職員であった者は、 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業 務に関して知り得た**秘密を漏らしてはならない** (違反に対しては1年以下の懲役又は50万円 以下の罰金)。
- 総務大臣は、認定協会の求めに応じ、認定協 会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃対 処業務を適正に行うために必要な限度において、 電気通信事業者に関する法定の情報を提供。

### (一社) ICT-ISACの概要

- **通信事業者の商用サービスの安全かつ安心な運用の確立**を目的に日本で最初のISACとして2002年7月に発足した**Telecom-ISAC Japan**が前身。
- 2016年3月に、<u>情報通信技術(ICT)全体を俯瞰した新たなISAC活動</u>を目的とした組織<u>(一社)ICT-ISAC</u>が発足。2016年6月に大手放送事業者、セキュリティベンダー等もメンバーに加わり、2016年7月より本格的活動を開始。

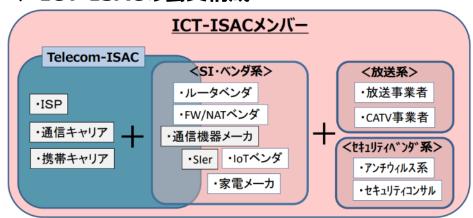
# ◆ ISAC (Information Sharing and Analysis Center) とは

- 発祥地はアメリカ(1998年)。クリントン政権の国家の重要な情報ネットワークを防護する政策によって、重要インフラを構成する民間の各業種において設置が促されたのが始まり
- リスクを軽減し、回復力を高めるため、実行可能な脅威情報を収集・ 分析し、共有する

#### ◆ ICT-ISACの活動内容

- 1. サイバーセキュリティに関する情報収集・調査・分析 ICT分野の情報セキュリティに関する情報(インシデント情報を含む)の収集・調査・分析
- 2. 会員間の情報共有と共同対処 情報セキュリティに関する情報を目的に応じて共有し、それを活用しつつ、会員企業間で相 互協調する仕組みを整備し、それを促進する
- 3. セキュリティ人材の育成、セキュリティ啓発 会員企業の情報セキュリティ人材育成の促進及びユーザーが安全にICTを利用するための 普及啓発活動
- 4. セキュリティガイドライン等の整備に関する活動 会員企業が情報セキュリティ対策を円滑に行う上で必要となるガイドラインの検討及び法制 度に関する政府研究会等への参画
- 5. 認定協会としての活動 電気通信事業法の規定による総務大臣の認定を受けた認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(認定協会)としての業務

### ◆ ICT-ISACの会員構成



#### ◆ 情報共有に関する連携体制



【出典】総務省「サイバーセキュリティタスクフォース(第17回)」(2019年11月22日)**21** 資料17-4「ISACを活用する情報共有について」(中尾康二構成員)

### NOTICEの概要

- 総務省・(国研)情報通信研究機構(NICT)・インターネットサービスプロバイダ(ISP)が連携し、IoT機器のセキュリティ対策向上を推進することにより、サイバー攻撃の発生や、その被害を未然に防ぐためのプロジェクト。
- IoT危機の安全な管理方法の広報や、危険性があるIoT危機の利用者への注意喚起を実施。
- NICTの業務に「特定アクセス行為」(パスワード設置などに不備のあるIoT機器の観測)などを追加した内容とする NICT法※の2018年改正を受けて2019年2月に開始。その後、NICT法の2023年改正を受け、2024年4月から は IoT機器の乗っ取りやIoTボットネットへの対処を総合的に推進するプロジェクトとして、脅威観測を強化すると ともにソフトウェア脆弱性への対処に着手。※国立研究開発法人情報通信研究機構法

### ◆ プロジェクト運営組織

- 総務省(サイバーセキュリティ統括官室)
- NICTナショナルサイバーオブザベーションセンター (NCO) サイバー攻撃に悪用されている、または悪用される危険性があるIoT機器 を観測し、その観測結果や対処方法をICT-ISACに通知
- (一社) ICT-ISAC
   NICTの観測情報を基にISPに対処を要請するなどの調整役を担当

### ◆ 活動内容

- IoT機器のセキュリティリスクの啓発と対策習慣の浸透
- IoT機器のセキュリティ対策に関する充実した情報提供
- 危険性が高いIoT機器の観測と利用者への注意喚起



#### 観測と注意喚起の実施手順

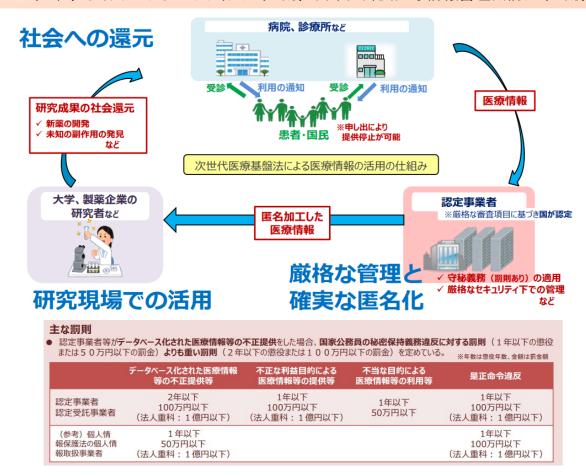
3つの活動のうちのひとつ「注意喚起」は、次のような手順で実施しています。

※観測対象はインターネットに接続されたルーターやネットワークカメラなどのIoT機器のみです。その先の家庭内、オフィス、工場内などのプライベートネットワークに繋がっているパソコン、スマホ、家園などの機器の情報を収集するものではありません。

- NOTICEに協力しているISPのネットワークに直接接続されているIoT機器を定期的に 観測 (パソコンやスマホは観測の対象外です)
- 2 1で観測したIoT機器のうち、サイバー攻撃に悪用されている、または悪用されるおそれがあるIoT機器を、危険性が高いIoT機器として特定
- 3 2で特定した危険性が高いIoT機器の、グローバルIPアドレスや脆弱性などの情報を ISPに通知
- 4 NICTから通知を受けたISPが当該IoT機器の利用者に対して、電子メールや郵便で注 意喚起を実施
- う 注意喚起を受けたIoT機器の利用者は、IoT機器の設定変更などのセキュリティ対策を 行う
- サポートが必要な方には、NOTICEサポートセンターがIoT機器設定方法などをご案内

### 認定匿名加工医療情報作成事業者の概要

- 次世代医療基盤法は、**カルテ等の個々人の医療情報を匿名加工**※し、**医療分野の研究開発での活用を促進**する法律。医療情報の第三者提供に際して、あらかじめ同意を求める個人情報保護法の特例法。
  ※個人情報を個人が特定できないよう、また個人情報を復元できないように加工すること。
- 同法に基づき**国が認定した事業者**が、制度に協力する医療機関等から国民・患者の医療情報を収集し、**医療分 野の研究開発に必要な情報のみ**を研究機関や製薬企業などに提供。
- 2024年4月現在、3事業者※が認定取得。
  - ※(一社)ライフデータイニシアティブ、(一財)日本医師会医療情報管理機構、(一財)匿名加工医療情報公正利用促進機構



#### 主なセキュリティ対策基準

#### ①組織的・人的なリスク 要因の徹底排除

- ・教育・運用・管理体制の整備
- ・警備員・監視カメラ・入退室管理

### ②基幹システムはオープンネットワークから分離

- ・基幹業務系と情報系システムの分離
- ・基幹業務系はインターネット等オープン 環境から分離

#### ③多層防御・安全策の導入(想定外の手口にも対応)

- ・アクセスログ/データ操作ログをリアルタイムで監視 (予定されない通信、アクセスは直ちに遮断する等)
- ・ソフトウェアの不断のアップデート(脆弱性対応等)
- ・データの暗号化(万が一、悪意ある者がデータ断片を入手しても解読困難)
- ・第三者認証を含む継続的なセキュリティ水準の確保や緊急時の対応、 監督官庁への連絡体制の確保

#### 利活用者への匿名加工医療情報の提供にあたっては、 認定事業者に設置した審査委員会において以下の観点 から審査を実施。

- ① 利用の目的が基本方針に照らして適切かつ日本の医療分野の研究開発に資するものであるか。
- ② 利用の内容が科学的に妥当であるか。
- ③ 研究開発の結果が一般市民に提供される場合にあっては、その公表等の方法が一定の地域又は団体に属する者等の特定の個人又はその子孫以外の者にも不利益を生じないように配慮されたものであるか。
- ④ 研究開発に係る金銭その他の利益の収受及びその管理の 方法が妥当であるか。
- ⑤ 提供の内容及び方法が法、規則等に照らして妥当であるか。

## 【参考4】国内における「法律に基づき設置された協議会等」の具体例

### 法律に基づき設置された協議会等の具体例①

|               | 取引デジタルプラットフォーム官民協議会  | サイバーセキュリティ協議会  |
|---------------|--|--|
| 根拠法令          | <ul><li>取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律6条</li></ul>   | ・ サイバーセキュリティ基本法17条   |
| 設置者           | • 内閣総理大臣   | • サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣  |
| 設置目的          | <ul><li>取引デジタルプラットフォーム(DPF)を利用する消費者の利益の保<br/>護のための取組を効果的かつ円滑に行うため</li></ul>  | <ul><li>サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため</li></ul>   |
| 構成員           | <ul> <li>内閣総理大臣</li> <li>国の関係行政機関</li> <li>取引DPF提供者を構成員とする団体</li> <li>(独)国民生活センター</li> <li>地方公共団体</li> <li>消費者団体</li> <li>(必要な場合)学識経験者その他官民協議会が必要と認める者</li> </ul>                                  | <ul> <li>国の関係行政機関の長</li> <li>地方公共団体又はその組織する団体</li> <li>重要社会基盤事業者*1又はその組織する団体</li> <li>サイバー関連事業者*2又はその組織する団体</li> <li>大学その他の教育研究機関又はその組織する団体</li> <li>その他設置者が必要と認める者</li> <li>連絡調整事務は(一社) JPCERTコーディネーションセンターが担当</li> </ul> |
| 法定の事<br>務等    | <ul> <li>必要な情報を交換</li> <li>取引DPFを利用する消費者の利益の保護のための取組に関する協議</li> <li>⇒構成員は、協議結果に基づき、取引DPFを利用する消費者の保護のために必要な取組を行う</li> <li>内閣総理大臣に対し、取引DPFを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する施策に関し意見を述べる</li> </ul> | -  |
| 法定の権<br>限・責務等 | <ul><li>構成員に対し、取引DPFを利用して行われる通信販売に係る取引に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる</li><li>事務従事者又は事務従事者であった者への秘密保持義務(違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)</li></ul>  | <ul> <li>構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる         ⇒正当な理由がある場合を除き、構成員に応答義務あり</li> <li>事務従事者又は事務従事者であった者への秘密保持義務(違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)</li> </ul>   |

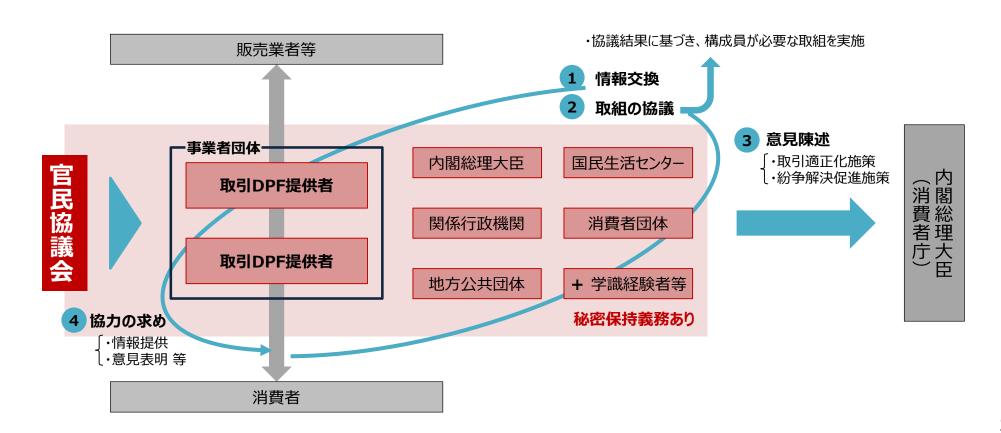
<sup>※1</sup> 国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者

# 法律に基づき設置された協議会等の具体例②

|               | 配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会   | 孤独・孤立対策地域協議会   |
|---------------|---|--|
| 根拠法令          | <ul><li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律5条の2</li></ul>  | • 孤独·孤立対策推進法15条  |
| 設置者           | <ul><li>都道府県 ※設置は努力義務</li><li>市町村 ※設置は任意</li></ul>  | ・ 地方公共団体 ※設置は努力義務  |
| 設置目的          | ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため  | ・ 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため  |
| 構成員           | <ul><li>関係機関</li><li>関係団体</li><li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者</li><li>その他の関係者</li></ul>                            | <ul><li>・ 当事者等(孤独・孤立の状態にある者及びその家族等)に対する<br/>支援に関係する機関及び団体</li><li>・ 支援に関係する職務に従事する者</li><li>・ その他の関係者</li></ul>  |
| 法定の事<br>務等    | <ul> <li>被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換</li> <li>被害者に対する支援の内容に関する協議</li> </ul>  | <ul> <li>・必要な情報を交換</li> <li>・支援の内容に関する協議</li> <li>⇒構成員は、協議結果に基づき、支援を行う</li> <li>・ (設置地方公共団体の長が構成員のうちから指定した孤独・孤立対策調整機関において)協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成員が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成員が行う支援を組み合わせるなど構成員相互の連絡調整を行う</li> </ul> |
| 法定の権<br>限・責務等 | <ul><li>構成員に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる</li><li>事務従事者又は事務従事者であった者への秘密保持義務(違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)</li></ul> | <ul><li>構成員に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、<br/>意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる</li><li>事務従事者又は事務従事者であった者への秘密保持義務(違<br/>反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)</li></ul>   |

### 取引デジタルプラットフォーム官民協議会の概要

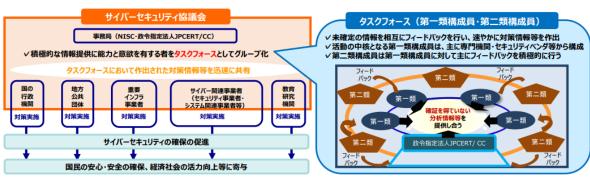
- 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律は、取引デジタルプラットフォーム(取引 DPF)を利用する消費者の利益の保護のための取組の効果的かつ円滑な実施に向け、官民協議会の設置を法定。
- その中で、**官民協議会の構成と役割・権限**を規定するとともに、官民協議会の事務従事者に**秘密保持**を義務付け。
- ◆ 官民協議会の役割・権限
  - 1 必要な情報の交換 2 消費者の利益保護のための取組に関する協議 3 内閣総理大臣に対する意見陳述
  - 4 構成員に対する必要な協力の求め



### サイバーセキュリティ協議会の概要

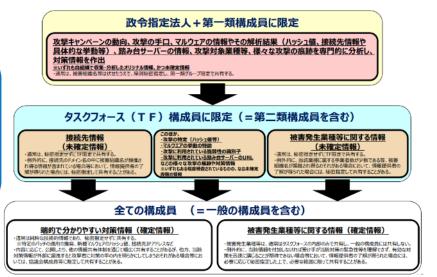
- サイバーセキュリティ基本法に基づき、2019年4月に**サイバーセキュリティ協議会**が組織され、同年5月下旬から情報 共有活動が開始。
- 国の行政機関、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等、**官民の多様な主体が相互に連携し、より早期の** 段階で、サイバーセキュリティの確保に資する情報を迅速に共有することにより、サイバー攻撃による被害を予防し、 また、被害の拡大を防ぐことなどを目的。
- ◆ 構成員等関係者の義務
- 1 協議会への情報提供義務・・・機微な情報を他法に抵触することなく提供するための法的根拠を整備
- 2 罰則により担保された高度な守秘義務
  - ・・・情報共有活動の核となる連絡調整事務を(一社)JPCERTコーディネーションセンター(JPCERT/CC)が担当すること※と併せて、 提供された情報の適切な取扱いを担保
  - ※ 協議会の事務局を務めるのは(1)内閣官房(NISC)と(2)政令で指定された法人であるJPCERT/CCであるが、このうち構成員等から提供されたインシデント情報等を取り扱うのは 後者(2)のJPCERT/CCであり、前者(1)の協議会事務局としてのNISCは、構成員間で発生した紛争を法令に基づき裁定する必要がある場合等の例外的なケースを除いては、インシデント情報等の内容には一切アクセスしない。
- ◆ 情報共有を促進するためのその他の仕組み:

高度な信頼関係を前提とする少数の有志による特別なタスクフォースの設置



- ※ 第一類構成員:主にセキュリティ専門機関、セキュリティベンダ等。他の第一類に対する専門的な見地からのフィードバックに加え、自らも、自組織で収集・分析したオリジナル情報(まだ他には提供していないもの)を積極的に提供する意欲と能力を有することが要件。
- ※ 第二類構成員:その他のタスクフォース構成員。第一類構成員及びJPCERT/CCからの対策情報等に対して、迅速にフィードバックを行うことが要件。

構成員の分類と、共有する情報のイメージ(典型例)



【出典】内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) ウェブサイト (https://www.nisc.go.ip/council/cs/kyogikai/index.html)

### 配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会の概要

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が、配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会を法定化。
- **都道府県に協議会の組織の努力義務**(市町村は「できる」規定)。2023年9月現在、46都道府県で設置済み。

#### ◆ 協議会の構成員(例)

#### 【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所(都道府県・市など)

#### 【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、法テラス、年金事務所

#### 【民間の団体】

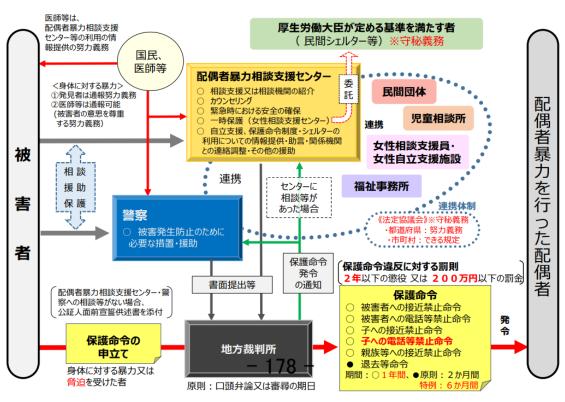
民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体

#### ◆ 協議会の機能

- 1 被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために 必要な情報の交換
- 2 被害者に対する支援の内容に関する協議

例:代表者会議(関係部局や機関の長により構成) 実務者会議(被害者の支援に直接携わる者により構成) 個別ケース会議(個別の事案に対応)

- 3 関係機関等への協力要求権 (資料・情報提供・意見の開陳等)
- 4 協議会の事務に従事する者・従事していた者に守秘義務 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)



### 孤独・孤立対策地域協議会の概要

- 個々の当事者等への具体の支援内容について、協議会を構成する関係機関等の間で協議する場として法定。
- 各地域で効果的に機能することにより、**関係機関等の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止** するとともに、**孤独・孤立の状態にある方など支援を必要とする人を早期に把握**し、確実に相談支援につなげ、**多様** なアプローチによる支援を行うことを可能とする重要な一手法となることが期待。

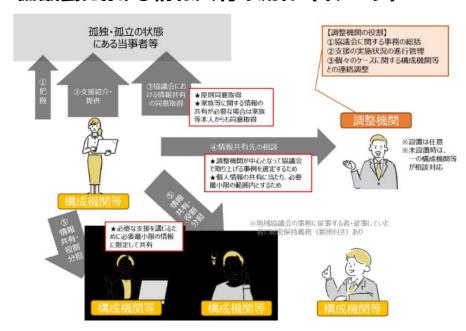
#### ◆ 協議会を構成する関係機関等の候補

- 特に個々の当事者等への支援に関係する各種団体等
  - 地方自治体の中で当事者等へ専門性の高い支援を行う関係部署
  - 社会福祉協議会
  - 社会福祉法人
  - 当事者等を支援するNPO など
- 地域の関係機関等
  - 相談窓口を有する民間の支援団体
- 行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる公的サービスの提供機関
- 介護保険法に基づく訪問介護・訪問看護等を行う民間のサービス 提供事業者、新聞配達所、郵便局、ガス・電気等の供給事業者 など個別訪問により市民の日常生活に関わる事業所
- 地域に根ざした活動を行っている者(例えば、民生委員・児童委員、 保護司、地域住民の方々など)
- 各地方自治体の福祉、就労、税務、住宅などの関係部局の職員
- 他の既存の会議体を運営する担当部署や機関

### ◆ 協議会を構成する関係機関等の役割

- 当事者等へ地域の居場所や活用できるサービスを紹介
- 協議会で議論すべき事案の情報提供・情報共有
- 見守りと支援方針の理解
- 緊急性がある事案への対応

#### ◆ 協議会における情報共有の流れ(イメージ)



- ※ 支援に当たって必要となる当事者等の個人情報については、原則として本人の同意を得た上で協議会の構成機関等が共有することになるが、孤独・孤立の状態であることが強く疑われる者について、以下の i ~ iii の要件の全てを満たすと構成機関等が判断した場合には、例外的に、法定の協力要求権に基づき、あらかじめ本人の同意を得ずに、当該者の個人情報を協議会の構成機関等に共有することが可能。
  - i. 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意を得られない場合
  - ii. 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合
  - iii. 協議会の構成機関等の間で情報共有する必要がある場合

# 【参考5】検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等

### 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等(論点1関係)①

- ■要なのは、ステークホルダー間の連携で、偽・誤情報対策に結局特効薬はない。根絶はもちろん不可能。なぜかというと、インターネットが普及前から我々の世界にあったもの。しかしながら、問題を改善することはできるはず。自由・責任・信頼があるインターネットを築くためにも、ステークホルダー間の連携が必須。例えば、メディアとプラットフォーム事業者と業界団体と教育関係者、アカデミア、そういった人たちが対等の立場で参画して議論を重ねられる会議体が考えられ、ベストプラクティスや技術の共有、偽・誤情報の傾向情報の共有、又は具体的な対策の議論・連携や幅広い役割をそういう会議体に期待される。例えば、ディスインフォメーション対策フォーラムは、そういう意図に近かったが、主な構成員は有識者であり、対等な立場での議論は結構難しかったというふうに感じている。もっといろんな業種の人たちが一堂に会して、第三者からいろんな意見交換できるのかというのは期待されるところで、もちろんディスインフォメーション対策フォーラム第2弾をやるという手もあるし、また別の形でやるという手もあると思うが、そういう場がまたできるといい。【検討会第2回・山口構成員】
- ▶ 構造を変革して健全な情報空間を実現するには、総合的な戦略性を持って、マルチステークホルダーで対応していくことが必要ではないか。【検討会第6回・山本(龍)座長代理】
- ▶ サイバーセキュリティ確保の取り組みは、偽情報・誤情報の観点でも参考になることが多くあると思う。例として、検知のための努力として、NOTICEと呼んでいるもの。管理が不十分なIoTデバイスがあったときに、それが攻撃者によってDDoS攻撃に悪用されてしまうことがある。2016年に出たMiraiというマルウェアの問題が一番有名で、世界中のインフラや社会システムが攻撃される事態が起きた。これをきっかけに、日本で使われている管理不十分なIoT機器をNICTが中心となって見つけ出し、それをISP、通信事業者と共有して、実際の利用者・所有者に注意喚起する。また、NOTICEセンターが、利用者が適切に対応できるようにサポートする。そういう仕組み。これに関しては、NICT法の改正という形で制度的にサポートされてきたが、昨年12月の国会においてさらに改正がされ、この調査を延長すること、加えて対象を、ソフトウェアの脆弱性にも拡大することが法律として認められた。これによって今後も続くことになるが、ポイントは、いろいろな事業者が情報共有して、協働で啓発活動等を進めるというところで、今回の偽情報・誤情報でも十分参考になると思う。【検討会第7回/WG第1回・後藤構成員】
- ▶ サイバーセキュリティ確保の取組と偽情報の取組を並べて比較する中で、多様な取組が必要だが、法制度については新設のWGでしっかり取り組んでいただけることをうれしく思うが、同時に、いろいろな情報を収集して共有する仕組みも要るだろうと思う。その観点からは、NOTICEの取組は参考になると思う。【検討会第7回/WG第1回・後藤構成員】
- この基本理念というところで、マルチステークホルダーといったような概念をやはり大きく重視する必要性というのは高い。そのことというのは、やはり健全な情報流通、情報流通の健全性というものを誰か、ある一つの立場というものが断定的に決めるものではない。そのコンセプト自体をまさに継続的にマルチステークホルダーで考え続けていくこと自体が、このプロセスの中で極めて重要な役割を果たすのだろう。【検討会第7回/WG第1回・生貝構成員】

## 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等(論点1関係)②

- 諸外国における取組を参考に、ネット利用者を含む幅広いメンバーで構成される、例えば偽・誤情報対策の検討の場を設ける。そして、早急に対応方針などを議論すべきではないかというのが、私の考えているところ。活動概要として、インターネット上の偽情報・誤情報の監視・情報収集、ファクトチェックの手法研究・海外機関との連携、重大事案発生時の国民への周知・関係者との情報交換・連携など。【検討会第8回/WG第2回・違法情報等対応連絡会(桑子氏)】
- プラットフォーム事業者としては、情報制約がある中で、ある意味で見切り発車が求められているというようなところもあるかと思う。投稿削除を行った場合に、蓋を開けてみると実は事後的に見るとリスクはなかったというようなケースもあり得るわけですけれども、そうした対応を行っていくことが、これまで例えば名誉毀損事案なんかにおける伝統的なプラットフォームとしての立場と比較して、真偽判断の在り方としてよいのだろうかということは、常に悩みを抱えながら日々業務をやっているところ。 やはり必要になるのは具体的な情報を迅速に共有するということかなと思っておりまして、ステークホルダー間で何が拡散リスクの高い情報なのか等について具体的な情報交換を行うための枠組みがあれば、緊急時において持続かつ円滑に対応が進んでいくのではないかと考えている。【検討会第9回/WG第3回・LINEヤフー】
- ▶ (偽・誤情報の)対策に当たってはプラットフォーム事業者や広告事業者、それから伝統メディアなどの情報環境エコシステムを構築している関係者との連携が必要。【WG第8回・山本(健)構成員】
- (EUの行動規範の策定プロセスについて)そのような対策をするに当たって、上記エコシステムの影響力が強いということに鑑みて、行動規範の策定が有効ではないかということが指摘されており、行動規範を策定するために、マルチステークホルダーフォーラムの開催が提案されている。 実際、フォーラムが開催され、行動規範が策定されるが、このフォーラムの構造が重要なのではないかと思っている。【WG第8回・山本(健)構成員】
- その一方で、偽・誤情報対策に対して、ハードローで規定する範囲を拡大することについては、やはり表現の自由との観点を踏まえると、懸念はかなり大きいかなと思うので、具体的な規範や対応義務のデザイン設計というところにまでハードローの規律及ぼすというのは、慎重に検討しなければならないと思う。こうした部分については、マルチステークホルダープロセスを活用する枠組みで行っていくのが良いと考える。【WG第8回・山本(健)構成員】
- ▶ 偽・誤情報対策については、一律に不適切と判断すべきでないものもあると思われるし、広告関係者が根拠を持って不適切性の判断を行うことの難しさ、個別の問題を見つけ出す難しさがある。そのような中で、具体的な取組の一つとして、関係者間で情報共有を行うことが考えられる。特に生活者の生命・身体や財産に重大な不利益を与えるおそれがあるものや、権利侵害になり得るもの、社会に深刻な影響を与えるものについては、素早い対応が必要となる。様々なステークホルダーが協調・協力関係を築き、情報共有を行って、その情報を基に各事業者が対策を講じることができれば、一定の効果を得ることができるのではないか。【検討会第13回/WG第9回・日本インタラクティブ広告協会(JIAA)・日本広告業協会(JAAA)】

### 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等(論点2関係)

- ▶ 生成AIによる偽・誤情報は特定のプラットフォームで閉じることなく、多様なメディアを通じて流通する傾向にある。生成AIによる偽・誤情報拡散によるリスクアセスメントも確立していない状況であるので、生成AI事業者、プラットフォーム事業者、通信・放送事業者などが連携してインシデントやリスクの共有を行い、連携しながら対応を行っていくことが必要。【検討会第1回・越前構成員】
- さんざんステークホルダー間の連携が重要であるということを言ってきたところですし、また、総務省としても言ってきたところですので、プラットフォーム事業者とか、 あるいはファクトチェック組織とか業界団体などなど、あるいはアカデミアとの連携というところも一行加えてもよろしいんじゃないかなと思った次第。【検討会第7回/WG第1回・山口構成員】
- ▶ 想定される検討の場のイメージというところだが、私としては、本当に幅広い関係者(プラットフォーム事業者、通信事業者団体、ファクトチェック機関、マスコミ等(テレビ局、新聞社ほか)、ネット関連相談機関、消費者団体、学識経験者、学校関係者、地方自治体(都道府県、政令指定都市)、関係府省庁など)に参加いただき、活動概要にある幅広い内容(インターネット上の偽情報・誤情報の監視、情報収集、ファクトチェックの手法研究、海外機関との連携、重大事案発生時の国民への周知、関係者との情報交換・連携など)を議論する必要があるのではないかと考えている。【検討会第8回/WG第2回・違法情報等対応連絡会(桑子氏)】
- フォーラムの構造を見ていくと、フォーラム参加者は政府機関、ここでは欧州委員会で、それからDPFや広告事業者等の民間事業者、さらに伝統メディアや
   市民団体、ファクトチェック機関、学者等の関連団体。それぞれに、後に見るような異なる役割が与えられる設計になっている。【WG第8回・山本(健)構成員】
- 実際にフォーラムの中で、行動規範の策定を行ったのがワーキンググループというものだが、これは、フォーラム参加者の内、DPF、広告事業者、広告主の団体で構成されている。そこで偽情報に対する行動規範の策定とKPIの策定が行われている。実際のワーキンググループのメンバーはGoogle、フェイスブック、ツイッター等のDPFをはじめ、広告関連団体などの様々な団体で構成された。このワーキンググループ内においては、意思決定において完全な自律性を有するという仕組みになっている。【WG第8回・山本(健)構成員】
- ▶ 規範デザインの起草の部分については、DPFや広告事業者の関与というのが望ましいと思われる。また、草案のチェックプロセスも必要。チェックは主に起草に関わるDPFや広告事業者のみに任せるというのではなくて、伝統メディア、ファクトチェック機関、市民団体、研究者が関与するモデルが基本的にはいいのではないかと考える。【WG第8回・山本(健)構成員】
- マルチステークホルダーの役割をどう設計するかというあたりで、日本の状況等を踏まえて、どういう団体を参加してもらって、どういう団体にどういう役割振るかというところについては、バランスを見ながら設計していくというのが重要なんだろうと思う。【WG第8回・山本(健)構成員】
- 広告会社なども含めて参加してということで、どう入れるかというインセンティブもさることながら、どういう議論がされていたのか、それによってどう議論が変わった可能性があるのかを理解すること自体も、そこに対してインセンティブ設計をするかどうかを検討するに当たって重要ではないかと思った。【WG第8回・落合構成員】

### 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等(論点3・4関係)①

- ▶ 健全性の確保は非常に重要。ただ、形は違っても、この問題は過去から将来にわたってずっとあるもので、永遠の課題に取り組んでいるという意識も必要。よく言うシルバーバレットがない、つまり、簡単に決着できるものではないということを覚悟する必要。健全性の確保のためには、社会の変化、つまり、サービスも技術も教育の中身も変わっていく変化にはじめから対応しながら、できたら将来の変化を先取りした取組の継続がすごく大事。1回の取組で解決できるものではなく、継続し続けなければならないという覚悟が必要。多角的かつスパイラル的に取組を継続する社会的な仕組みづくりが重要。法制度、教育・研究・メディア、政策、プラットフォーマー、それぞれが相互に少しずつ、タイミングに合った取組をして全体で連携・協調しながら解決に当たるという姿勢が一番に大事で、皆でうまく知恵を出し合う場が非常に大事。アジャイル・ガバナンスや、技術だけでは解決できないなど、この辺りはサイバーセキュリティ対策と同じ。【検討会第1回・後藤構成員】
- ▶ (政府の基本的役割として) マルチステークホルダーの調整。【検討会第6回・山本(龍)座長代理】
- (山本(龍)座長代理より)様々なステークホルダーに期待する役割を明確にしていくべきだということで御提言いただいただが、私は、この委員会を永久に続けるわけにいかないと思うので、それを継続するための何か仕組みが必要と思う。何か別の形でもいろいろな仕組みを考えなければいけないんじゃないか。多分、各ステークホルダー自体も進化していったり変化していったりするし、メンバーも変わっていくと思う。そういう中で、全体を見て、相互の役割を、何か調整していきながら長く継続していく、文化かもしれないが、それを継続させていくということ。【検討会第6回・後藤構成員】
- ▶ 制度論的な問題になってくるのかなと思うが、特に放送とか通信の融合問題でよく言われるところで、結局、これまでは情報の流し方によって例えば行政の管轄も変わってくるところがあって、そこのある種の縦割り感は否めなかったのではないか。ただ、現状においてはプラットフォームの影響力が非常に強くなって、情報空間もある意味、地続きな状態になってきているところで、省庁間とか、省の中の例えばセクションもそうかもしれないが、これらの連携・協力が非常に重要になってくるのだろうと思う。ステークホルダー間の調整も必要になってくるだろうし、こういったことを議論できる場をつくっていくことが、差し当たり重要なのかなと思っている。もちろんそれぞれのステークホルダーの自律性なりということはとても重要だと思うので、それを重視しつつ、その調整、コーディネートを図っていく場が必要なのかなと思っている。【検討会第6回・山本(龍)座長代理】
- 研究と実務の相互連携・継続性も重要で、この辺りはなかなか日本では評価されにくいところもあるので、しっかり国とか公的な機関がサポートし、今後は増えてくるであろう実被害への対応方法をサポートする取組も必要。また、データ基盤も必要で、ここはぜひ国としては大きな投資をしていくべき。【検討会第7回/WG第1回・後藤構成員】
- ▶ 後藤先生の発表をお伺いしておりまして、情報連携をどういうふうにこの偽情報対策の関係で行っていくのかを考察していくことは、非常に重要ではないかと思った。どういう対策をしていくかにもよるとは思うが、情報連携の枠組み自体を整備する可能性を念頭に置いておいたほうがいいかと思う。【検討会第7回/WG第1回・落合構成員】

## 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等(論点3・4関係)②

- ▶ まず、政府機関であるところの欧州委員会の役割について、基本的には、フォーラム全体のサポート。議論のファシリテートや、会合のアジェンダ作成、議事録公開のサポート、ロジの提供、合意された文書の最終的な公開などを担っていたということになる。【WG第8回・山本(健)構成員】
- ▶ また、政府機関の関与の在り方というのも極めて重要。まず、政府が策定のきっかけや方向性を提案するという形で、対策の目的や大きな議論の枠組みを設定することが重要。それからフォーラム自体が的確に動くように、フォーラム全体の運営をサポートすること、また、行動規範の実施状況のモニタリングに関与することも重要だと思う。さらに、最終的に行動規範を公的に承認しているという点も重要と思うところ。【WG第8回・山本(健)構成員】
- 基本的には次のような役割分担がベースとするのが良いと思う。まず、ファシリテーターとしての政府機関の役割というのがあり、もちろん会議自体のファシリテートというのが重要だが、そもそも憲法的価値、表現の自由が特に中心になりますが、これを含めた、策定に当たって考慮すべき、または配慮しなければならない点や、対策の目的、方向性、特に重要な検討課題などを先行して提示することで、議論の方向性をある程度枠づけるという役割というのは、憲法に拘束された政府機関が行うというのが重要なのではないかと思われるところ。【WG第8回・山本(健)構成員】
- 果たして日本の場合、非常にお金はどこもなくて、個人のすごい頑張りで、大変な御尽力をされているところもあれば、ややもすれば、事業者側に取り込まれてしまう傾向を見せているところもあるというところではないかと思っており、そこのところの市民社会側の弱さを補うことは必要で、その観点からは、もしかすると政府の役割というのが若干増えてくるバランスなのかなと聞いていた。【WG第8回・森構成員】
- ▶ 特に政府がどのように関わるのかということは、偽情報等の対策の必要性と、それから表現の自由を守っていくという両者のバランスを考えていく上で非常に重要だろうと思う。山本健人さんからの御報告でも、行動規範の策定に政府がロジ的なところで関わるといったときに、その費用負担という、お金をどうするのかですとか、政府が関わる根拠がどうなっているのかというようなことも、さらに深掘りをしなければいけないところかなと感じた。【WG第8回・山本(龍)主査】
- こういった取組、政府と企業の間だけに限らないマルチステークホルダーの仕組みというのが極めて重要である。しかし、その2者以外のステークホルダーはなかなか関わりづらいというのを全てにおいていたと思うときに、そういったまさにマルチステークホルダーの関わり方をどのように強化していくのか、制度的な仕組みを含めて、そのことというのも今後の検討の中でいろいろ考えていけると良いのかなと思った。【WG第8回・生貝構成員】